

公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
科学研究費補助金の管理及び監査に関する規程

平成21年4月1日制定

平成22年2月1日改定

平成29年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター（以下「研究センター」という。）における文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の管理及び監査について必要な事項を定める。

(機関管理)

第2条 研究センターは、科研費の交付を受ける職員（研究代表者及び研究分担者）（以下「研究者」という。）に代わり、科研費を管理し、必要な手続を行うものとする。

(管理体制)

第3条 科研費の管理及び監査は、センター長が最高管理責任者としてこれを統括し、適切に指揮命令するものとする。

- 2 科研費の適正な管理を行わせるため、科研費の管理・運営に関する研究センター全体の実質責任者として統括管理責任者を、各科ごとの実質責任者として別に科責任者を置く。
- 3 統括管理責任者には総務企画課長を、科責任者には各科長をもって充てる。統括管理責任者又は管理責任者は、補助事業ごとの運営担当者として総務企画課職員の中から経費担当者を指名するものとする。
- 4 科研費の監査のため、監事及び外部監事を置く。
- 5 監事は、総務企画課長をもって充て、内部監査を行うものとする。内部監査は証拠書類の確認により行う。ただし、監事が必要と認めるときは研究者本人及び関係者のヒヤリングを行うことができる。
- 6 外部監事は、センター長が兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課の職員の中から委嘱する。外部監事はセンター長が特に必要と認める事項について特別監査を行いセンター長に報告する。

(経費の区分)

第4条 科研費は、直接経費と間接経費に区分して管理する。

- 2 直接経費は、補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とし、間接経費は、補助事業の実施に伴う研究センターの管理等に必要な経費とする。

(直接経費の管理)

第5条 直接経費は、協会の銀行口座にて経費担当者が保管、管理する。

- 2 直接経費の収支管理は、会計連動予算管理システムを用いて、物品費、旅費、謝金等の費目ごとに行うものとする。
- 3 物品の発注は、研究者からの申し出により経費担当者が発注し、研究者が納品検査のうえ経費担当者が確認する。
- 4 旅費については、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）職員旅費規程の定めるところに従って支出するものとし、出張伺い・旅費精算書（旅行命令簿等）に「科研費」と明記する。
- 5 直接経費の支出については、前3項に定めるもののほか研究センターの支出の例による。
- 6 研究者が直接経費により購入した設備等について寄付を申し出たときは、研究センターはこれを受け入れ、適切に管理するものとする。

(間接経費の管理・受入)

第6条 研究センターは、研究者からの譲渡の申し出により間接経費を受け入れ、これを適正に管理するものとする。

- 2 間接経費の管理については、前条の規定を準用する。

(繰越)

第7条 研究者は、やむを得ない事情により科研費の繰越が必要となり、科研費交付機関の定めるところにより繰越の承認を得たときは、速やかにセンター長に文書で報告しなければならない。

(財務規則等の準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、会計及び決裁に関する手続については協会会計規程、兵庫県財務規則及び協会決裁規程の定めるところによる。

(関係書類の保管)

第9条 研究センターは、科研費の交付に係る書類のほか、次に定める書類を科研費の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

- ① 収支簿
- ② 預貯金通帳等
- ③ 直接経費の支出に係る証拠書類
- ④ 間接経費の譲渡に関する書類

(監査委員会)

第10条 研究センターにおける科研費の管理及び不正に係る通報について審議するため、監査委員会を置く。

- 2 監査委員会は、センター長、総務企画課長及び各研究科長によって構成し、セン

ター長が必要と認めるときは外部監事の出席を求めることができるものとする。

- 3 センター長は、監査委員会の委員長として議事を主宰する。ただし、センター長に事故があるときは事務を担当する総務企画課長がこれを代行する。
- 4 監査委員会は、必要と認めるときは研究者又は統括管理責任者に科研費の運営・管理について改善を勧告することができる。
- 5 不正に係る通報について審議するときには、関係する科長等は監査委員会に出席することができない。
- 6 監査委員会において、科研費の不正使用の疑いがあると認めるときは、センター長は速やかに兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 監査委員会の議事録は、出席委員の過半数の議決により公開することができる。

(相談及び公益通報)

第11条 科研費に係る諸手続の相談及び調整並びに不正使用の防止についての研究センター内外からの相談は、総務企画課及び水環境科において処理する。

- 2 前項の規定に関わらず、科研費の経理に関する事項については総務企画課長が相談及び調整に当たることができるものとする
- 3 総務企画課長及び水環境科長は、科研費の不正使用に係る情報提供があった場合は、直ちにセンター長に報告しなければならない。
- 4 センター長は、前項の報告を受けたときは、速やかに事実の解明に努めるとともに監査委員会を開催するなど適切な措置を講じなければならない。
- 5 前項までの規定は、兵庫県が定める「兵庫県職員公益通報制度」の適用を妨げない。

(処 分)

第12条 不正行為があったと認められる場合は、関与した職員は兵庫県が定める「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」等の手続により罰せられ、関与した業者は「兵庫県指名停止基準」に基づき措置されるものとする。

(補 則)

第13条 センター長は、最高管理責任者として科研費の適正使用を推進し不正を防止するため、この規程を定期的に見直すとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

附 則

(施行日)

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。